

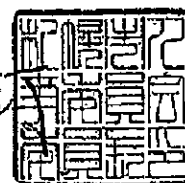
札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年12月 11 日

札幌市人事委員会

委員長

常任照



札幌市人事委員会規則第 8 号

札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表6 昇給号俸数表の表中

「

4以上	2
-----	---

」を「

2以上	1
-----	---

」に改める。

(2) 別表7(3)医師職給料表昇格時号俸対応表の表中

2 2	2 1
2 3	2 2
2 4	2 2
2 5	2 3
2 5	2 3
2 5	2 4
2 6	2 4

2 6
2 6
2 7
2 7
2 7
2 8
2 8
2 8
2 9
2 9
2 9
3 0
3 0
3 0
3 1
3 1
3 1

を

2 5
2 5
2 5
2 5
2 5
2 6
2 6
2 6
2 6
2 6
2 7
2 7
2 7
2 7
2 7
2 8
2 8

に改める。

(3) 別表 8 (1)行政職給料表降格時号俸対応表の表及び(2)消防職給料表降格時号俸対応表の表中

4 9
4 9
5 1
5 2
5 3
5 4
5 5
5 6

4 8
4 9
5 0
5 1
5 2
5 3
5 4
5 5

5 7
5 8
5 9
6 0
6 1
6 2
6 3
6 4
6 5
6 6
6 8
6 9
7 0

を

5 6
5 7
5 8
5 9
6 0
6 1
6 2
6 4
6 5
6 6
6 7
6 8
6 9

に改め、別表 8 (3) 医師職給料表降格

時号俸対応表の表中

4 1
4 2
4 3
4 4
4 7
5 0
5 3
5 6
5 9
6 2

を

4 2
4 4
4 6
4 8
5 3
5 8
6 3
6 5
6 5
6 5

に改める。

(札幌市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第 2 条 札幌市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 (平成 2 5 年

人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「100分の205」を「100分の215」に、「100分の245」を「100分の255」に改め、同条第2項中「100分の97.5」を「100分の102.5」に、「100分の117.5」を「100分の122.5」に改める。

(札幌市立学校教育職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 札幌市立学校教育職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(平成29年人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「100分の205」を「100分の215」に改め、同条第2項中「100分の97.5」を「100分の102.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例(令和6年条例第47号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項の規定 公布の日

(2) 第1条中札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表6 昇給号俸数表の表の改正規定 令和7年4月1日

- 2 第1条の規定による改正後の札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表8(3)医師職給料表降格時号俸対応表の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定による改正後の札幌市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第12条の規定及び第3条の規定による改正後の札幌市立学校教育職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第11条の規定は同年12月1日から適用する。

(札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

- 3 札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則(平成19年人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「当分」を「令和6年12月31日まで」に改める。

(札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間において、新たに札幌市職員給与条例(昭和26年条例第21号)別表3の適用を受けることとなった同条例第2条に規定する職員(以下「職員」という。)及び昇格をした職員(あらかじめ人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。)のうち、第1条の規定による改正前の札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定を適用した場合における号俸に達しない者の、当該適用又は昇格の日における号俸については、なお従前の例によることができる。